

令和4年 北秋田市農業委員会 第5回総会

1. 開催日時 令和4年5月13日（金） 午前9時00分から

2. 開催場所 北秋田市役所本庁舎 大会議室

3. 出席委員（21名）

2番 長 岐 正	3番 長 崎 成 人	4番 佐 藤 政 信
5番 成 田 博 幸	6番 澤 藤 匠	13番 齊 藤 富美雄
15番 佐 藤 邦 久	16番 木 村 正 彦	17番 藤 島 喜美男
18番 堀 部 栄 一	20番 武 田 響 一	21番 近 藤 裕 太
22番 檜 森 正	24番 佐 藤 茂 延	25番 伊 藤 鶴 一
26番 三 沢 博 隆	28番 簾 内 豊	29番 中 嶋 力 藏
30番 堀 部 聡	36番 長 岐 一 志	37番 後 藤 久 美

4. 欠席委員（15名）

1番 若 松 一 幸	7番 武 石 修 一	8番 伊 東 誠 子
9番 三 澤 敏 行	10番 杉 渕 光 則	11番 佐 藤 利 子
12番 宮 腰 文 義	14番 佐 藤 稔	19番 金 俊 英
23番 土濃塚 謙一郎	27番 鈴 木 豊	31番 佐 藤 篤 史
32番 松 橋 利 彦	33番 三 浦 和 憲	34番 金 田 悦 子

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第 1号	会務報告
第 2	報告第 2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
第 3	議案第14号	非農地証明交付申請の承認について
第 4	議案第15号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 5	議案第16号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第 6	議案第17号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 出席した事務局職員

局長 日下部 公 信 主査 佐 藤 裕 和 主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

15番 佐 藤 邦 久 16番 木 村 正 彦

9. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、只今より令和4年 北秋田市農業委員会 第5回総会を開会いたします。</p> <p>始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。7番武石修一委員、8番伊東誠子委員、10番杉渕光則委員、11番佐藤利子委員、12番宮腰文義委員、14番佐藤稔委員、19番金俊英委員、23番土濃塚謙一郎委員、32番松橋利彦委員、33番三浦和憲委員、34番金田悦子委員の11名でございます。また、31番佐藤篤史委員ほか数名が若干遅れるとのことでありますが、委員総数36名中、21名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
会 長	会長あいさつ（ 省略 ）
議 長	<p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 議事録署名委員は当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議 長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。 議席番号15番佐藤邦久委員、16番木村正彦委員にお願いいたします。 それでは案件に入ります。「報告第1号会務報告」を事務局より願います。</p>
事務局	<p>議案書2ページをお開きください。 報告第1号 令和4年4月分会務報告。</p>

(令和4年4月分会務を報告)

議 長 会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

議 長 次に報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをお開きください。
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について。
農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。
令和4年5月13日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号1番を朗読)

以下26ページの受付番号62番までの62件、合計面積188,084.78㎡となります。

議 長 報告第2号につきまして事務局より説明が終わりました。今回は農協転貸が多く含まれており件数が多くなっております。何かご質問、ご意見等ございませんか。

26番 26番の三沢です。受付番号13番の転用理由についてお伺いします。

事務局 この後の5条申請について審議いただきますが、農業用施設の建設予定となっております。

13番 13番齊藤です。受付番号15番の農協が自作のためとはどういうことか。

事務局 転貸であったため、農協が自作するのではなく、耕作者が農協に返し、農協が所有者に返すという流れ。

議 長 その他ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、次に進みます。
議案第 14 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 27 ページをお開きください。
議案第 14 号非農地証明交付申請の承認について。
次の土地について、農地法第 2 条第 1 項の「農地」以外の土地である証明申請があったので審議を求める。
令和 4 年 5 月 13 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号 1 番を朗読)

以下、受付番号 2 番までの 2 件、合計面積 5,710 m²となります。
ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員さんからも説明を願いたいと思います。
受付番号 1 番及び 2 番を議席番号 3 番長崎成人委員から説明願いたいと思います。

3 番 3 番の長崎です。私から受付番号 1 番と 2 番について報告させていただきます。

調査日は 5 月 9 日、調査員は 2 番長岐委員、4 番佐藤委員、5 番成田委員と私、事務局から日下部局長、佐藤主査の計 6 名で行いました。

まず、受付番号 1 番ですが資料は 28 ページから 30 ページになります。
29 ページを見てください。申請地は桃坂集落から 500m 程東へ進んだところにありました。40 年程前までは耕作していたとのことでしたが、現在は杉が生え周辺も森林化しており、辺りに農地は見受けられませんでした。

次に受付番号 2 番ですが 31 ページと 32 ページを見てください。申請地は森吉ダムから 5 分ほど奥地へ進んだところにありました。30 年ほど前までは耕作していたとのことでしたが、現在は雑木が生え周辺も森林

化しており、辺りに農地は見受けられませんでした。以上です。

議 長 議案第 14 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員さんからも説明をしていただきました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第 14 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。
次に、議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 34 ページをお開きください。
議案第 15 号農地法第 3 条の規定による許可申請について。
農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めらる。

令和 4 年 5 月 13 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号 1 番を朗読)

以下 35 ページまでの 4 件、合計面積 9,054 m²となります。

これらの件につきましては、別添資料 1 の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員さんからも説明を願いたいと思います。

受付番号 1 番と 2 番は議席番号 2 番長岐正委員から、受付番号 3 番と

4番は議席番号5番成田博幸委員から説明願いたいと思います。

2番

2番の長岐(正)です。私から受付番号1番と2番を報告させていただきます。

調査日と調査員は先程、長崎委員が報告したものと同様です。

受付番号1番ですが資料は36ページから40ページになります。

37ページを見てください。申請地は地域振興局から坊沢方面へ向かう農道を進み橋の手前の左側に記念碑があります。その南西60m程の所にありました。今年も耕起されておりましたので作付けされるものと思っ
て見てきました。

次に、受付番号2番ですが資料は41ページから43ページになります。

42ページを見てください。申請地は七日市の横渕集落の南東150m程の所に
ありました。譲渡人は市外居住者であり親族である譲受人に渡すということ
でした。去年は休耕しているようでしたが、耕起すれば作付け可能な状況
に見受けられました。以上です。

議 長

次に成田委員お願いします。

5番

5番の成田です。私から受付番号3番と4番を報告させていただきます。

調査日と調査員は先程、長崎委員が報告したものと同様です。

まず、受付番号3番ですが資料は44ページから47ページになります。

44ページを見てください。申請地は合川総合窓口センターから李岱方
面へ向かうと左手に旧カントリーエレベーターが出てきます。そこから
道路を挟んで広がる田面(たもて)の一角でした。今年も耕起されてお
りましたので作付けされるものと思っ
て見てきました。

次に、受付番号4番ですが資料は48ページから50ページになります。

49ページを見てください。申請地は福田集落内にありました。50ペ
ージを見てください。この度譲受人が34番地に建っている家を購入するに
あたり、申請地も同時購入して欲しいとの譲渡人の意向であるとのこと
でした。去年は休耕しているようでしたが、耕起すれば作付け可能な状況
に見受けられました。以上です。

議 長

議案第15号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員さん
からも説明をしていただきました。

これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

15番 15番佐藤です。受付番号1番について、譲受人へ所有権は移転登記済みですか。

事務局 3条の許可が先に必要となりますので、登記前の状態です。

25番 25番の伊藤です。受付番号1番について、作業委託の予定とのことですが、契約は相対なのか、農業委員会を通した貸借なのか。

30番 30番の堀部です。農地を持っていない、耕作できるかどうかわからないここに住んでいない人に譲り渡して、農地がしっかり守られるかどうか心配です。

24番 24番の佐藤(茂)です。これまでも作業委託されてきた農地です。今後は私が受託する予定です。条件がいい農地なので今後も大事にされると思います。

議長 農業委員会を通して、或いは中間管理機構を通した貸借をしていただければありがたいという皆さんの意見のようです。

22番 22番の檜森です。いづれにしても継承の内容が不明瞭であります。了解ということではなく、今後はしっかりしたルールの下で審議に付していただきたい。今後、財産放棄が増える懸念がありこのような案件は増えるものと思います。

議長 おっしゃる通り農地に限らず山林、原野、宅地など相続放棄は今後増えると思います。相続放棄が九州の面積くらいあるとも言われています。条件とまではいかないが、相対ではなく農業委員会や農地中間管理機構を通した貸借や、作業受委託契約を正式に締結していただき、しっかり農地を守っていただきたいと考えます。そういう意味でも作業受委託については事前に確認ができないと許可できないと考えますが、事務局としてはいかがか。

事務局 耕作者がはっきり分かるようにルールを検討させていただきたいと考えます。

24番 24番の佐藤（茂）です。農業委員会ではなく、農協では相対についてかなりの面積を把握しています。仮に相対が悪いということではなく、農協が中に入ってやるのであれば、しっかり届けてもらうなど、農協とも話しをすべきと思います。

共済組合と農協及び農林課で押さえている面積と農業委員会とではかなり差があるようです。

事務局 3月頃に水田の移動調査を行っていますので、農協ではその内容を把握しているものと思います。受付番号1番の件については確認しておりません。

24番 24番の佐藤（茂）です。受付番号1番の件については、これまでも委託を行っていますので農協の台帳にはしっかり記載されているはずで

す。しかし、実際は落ちている面積等もあり、かなりあいまいな部分もあります。

2番 2番長岐（正）です。農協では賦課金の関係で面積は落としたりしていないし、農協も農業委員会も面積は同じだと思います。

春の移動届については、移動の際は農業委員会へも届けるように文面で書いてあります。ただし、農業委員会に届けるかどうかは個々の農家の考えですので農協との誤差が生じるものと思います。

議長 貸借については農業委員会へ届けるよう、農協が農家へきちんと指導していただきたい。

議長 その他ご質問ご意見等ございませんか。

（なしの声）

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第 15 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 51 ページをお開きください。

議案第 16 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和 4 年 5 月 13 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号 1 番を朗読)

議 長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員さんからも説明を願いたいと思います。

議席番号 4 番佐藤政信委員から説明願いたいと思います。

4 番 4 番佐藤（政）です。私から受付番号 1 番を報告させていただきます。調査日と調査員は先程、長崎委員が報告したものと同様です。

受付番号 1 番ですが資料は 52 ページから 57 ページになります。

53 ページを見てください。場所は合川の李岱集落の西 150m 程の所にありました。乾燥機 3 台を設置する乾燥調製施設を建築したいということで、周辺農地への影響もないように見受けられました。以上です。

議 長 議案第 16 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員さんからも説明をしていただきました。

本件については、議席番号 21 番近藤裕太委員との関連がありますので、近藤委員の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(21 番 佐藤裕太委員 退席)

議 長 休憩以前に引き続き会議を再開いたします。議案第 16 号、利用権設定の受付番号 1 番について質疑に入ります。ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第 16 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩いたします。

(21 番 佐藤裕太委員 着席)

休憩以前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 58 ページをお開きください。

議案第 17 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和 4 年 5 月 13 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

事務局 まず、利用権設定についてです。

(受付番号 1 番を朗読)

以下 65 ページの受付番号 13 番までの 13 件、合計面積 100,980 m²となっております。

続いて一括方式についてです、66 ページをお開き下さい。

事務局

(受付番号1番を朗読)

受付番号1番の1件のみとなっております。

以上の議案第17号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第17号につきまして事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

2番

2番の長岐(正)です。利用権設定は全て再設定になっているので問題ないと思います。新規については中間管理機構が入っていますので何も問題ないと思います

議長

その他ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第17号について原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。
以上で本日の提出議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして5月の定例総会を閉会します。